

みなとみらい 21 中央地区 53 街区開発事業
計画段階配慮書に係る手続について

項 目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業 条例第2条第3号に掲げる第2分類事業 別表 10 高層建築物の建設
図書の提出	条例第8条第2項 提出日:令和2年2月28日
図書の縦覧の公告	条例第9条第1項 市報公告:令和2年3月25日 (環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッターで広報)
図書の縦覧	条例第9条第1項 縦覧期間:令和2年3月25日～4月8日 縦覧場所:環境創造局環境影響評価課 西区役所区政推進課 (横浜市中心図書館で閲覧、環境影響評価課ホームページで配慮書の全文公開を実施)
環境情報提供書の提出	条例第10条第1項 提出期間:令和2年3月25日～4月8日 配慮書について環境の保全に関する情報(以下「環境情報」という。)を有する者は、縦覧期間内に、市長に対し、環境情報を記載した書面(以下「環境情報提供書」という。)を提出することができる。 (環境影響評価課ホームページでも環境情報提供書の受付を実施) ※環境情報提供書の提出数 : 0件
配慮市長意見書の作成	条例第11条第1項 環境情報に配慮して、環境の保全の見地からの意見を記載した書面(以下「配慮市長意見書」という。)を作成し事業者に送付
審査会への意見聴取	条例第11条第2項 意見聴取依頼:令和2年6月2日 配慮市長意見書を作成するときは、審査会の意見を聴く
配慮市長意見書の公告・縦覧	条例第11条第3項 配慮市長意見書を作成した旨を公告し、15日間縦覧

* 本事業は第2分類事業のため、今後環境影響評価の実施の要否について判定を行うことになります。